

令和 8 年度労働報酬下限額について

台東区公契約条例第 16 条に基づき設置した「台東区公契約審議会」より、令和 7 年 12 月 25 日付で提出された令和 8 年度労働報酬下限額についての答申を踏まえ、本区における令和 8 年度労働報酬下限額は以下のとおりとする。

1 労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約（予定価格が 1 億円以上のもの）

①熟練工及び一人親方

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価に 90% を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とする。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、各職種と類似の業務内容の職種を準用することとする。（別紙参照）

②未熟練工

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に 75% を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とする。（別紙参照）

(2) 業務委託契約（予定価格が 1 千万円以上、かつ規則で定めるもの）及び指定管理協定 1 時間あたり、1, 501 円とする。

2 周知方法

- ・区公式ホームページ、広報たいとう
- ・入札参加事業者への周知文書配布
- ・契約受注事業者への二次元コード付き周知カード等配布

3 今後の予定

令和 8 年 3 月	労働報酬下限額の告示（工事又は製造の請負契約）
令和 8 年 4 月 1 日	労働報酬下限額の適用開始

令和8年度公共工事設計労務単価〔東京地区〕に基づく労働報酬下限額

① 熟練工及び一人親方

【計算方法】(例) No.1 特殊作業員 日額 30,700 ÷ 8時間 × 90% = 3,454円

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	100%	90%	No.	職種	100%	90%
1	特殊作業員	3,837	3,454	26	高級船員	4,962	4,467
2	普通作業員	3,375	3,038	27	普通船員	4,087	3,679
3	軽作業員	2,337	2,104	28	潜水士	6,587	5,929
4	造園工	3,462	3,117	29	潜水連絡員	4,775	4,298
5	法面工	4,200	3,780	30	潜水送気員	4,487	4,039
6	とび工	4,137	3,724	31	山林砂防工	4,062	3,657
7	石工	4,137	3,724	32	軌道工	7,337	6,604
8	ブロック工	4,050	3,645	33	型わく工	4,125	3,713
9	電工	4,287	3,859	34	大工	3,825	3,443
10	鉄筋工	4,225	3,803	35	左官	4,225	3,803
11	鉄骨工	3,725	3,353	36	配管工	3,762	3,387
12	塗装工	4,562	4,107	37	はつり工	3,900	3,510
13	溶接工	4,762	4,287	38	防水工	4,775	4,298
14	運転手(特殊)	3,887	3,499	39	板金工	4,475	4,028
15	運転手(一般)	3,200	2,880	40	タイル工	3,475	3,128
16	潜かん工	4,662	4,197	41	サッシ工	4,162	3,747
17	潜かん世話役	5,587	5,029	42	屋根ふき工(※)	—	4,028
18	さく岩工	5,250	4,725	43	内装工	4,300	3,870
19	トンネル特殊工	4,725	4,253	44	ガラス工	4,175	3,758
20	トンネル作業員	4,012	3,612	45	建具工(※)	—	3,870
21	トンネル世話役	5,350	4,815	46	ダクト工	3,762	3,387
22	橋りょう特殊工	4,587	4,129	47	保温工	3,575	3,218
23	橋りょう塗装工	4,562	4,107	48	設備機械工	3,500	3,150
24	橋りょう世話役	5,250	4,725	49	交通誘導員A	2,562	2,307
25	土木一般世話役	4,300	3,870	50	交通誘導員B	2,337	2,104

(※)No.42屋根ふき工→板金工、No.45建具工→内装工をそれぞれ準用

② 未熟練工

【計算方法】No.3 軽作業員 日額18,700 ÷ 8時間 × 75% = 1,754円